

# 大分県報

令和八年  
号外（二三）  
三月二十六日

（木曜日）

## 目次

### 公安委員会規則

大分県公安委員会公告式規則の一部改正……………一

### 病院局管理規程

大分県病院局職員就業規程の一部改正……………一

### 訓令 甲

臨時的任用職員の管理に関する規程の一部改正……………一

特別の勤務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規程の一部改正……………二

会計年度任用職員の管理に関する規程の一部改正……………二

### 病院局訓令

大分県病院局臨時的任用職員の管理に関する規程の一部改正……………二

大分県病院局会計年度任用職員の管理に関する規程の一部改正……………二

## ○公安委員会規則

大分県公安委員会公告式規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月二十六日

大分県公安委員会委員長 久 家 里 三

大分県公安委員会規則第2号

### 大分県公安委員会公告式規則の一部を改正する規則

大分県公安委員会公告式規則（平成6年大分県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「記入し、公安委員会委員長の印を押さなければ」を「記入しなければ」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## ○病院局管理規程

大分県病院局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月二十六日

大分県病院局長 佐 藤 昌 司

大分県病院局管理規程第一号

### 大分県病院局職員就業規程の一部を改正する規程

大分県病院局職員就業規程（平成十八年大分県病院局管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二の十九の項の原因の欄に次のように加える。

二 児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援を利用する子の当該児童発達支援の利用に係る付添いを行う場合

### 附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

## ○訓 令 甲

大分県訓令甲第一号

本 地 方 機 関  
庁

臨時的任用職員の管理に関する規程（昭和三十七年大分県訓令甲第十四号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月二十六日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

別表第二の十六の項の区分の欄に次のように加える。

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援を利用する子の当該児童発達支援の利用に係る付添いを行う場合

### 附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第二号

本 庁  
地 方 機 関

特別の勤務に従事する職員の週休日及び勤務時間の割振りに関する規程（平成元年大分県訓令甲第十四号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月二十六日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第一条中「第十五条第六項」を「第十五条第七項」に改める。

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

大分県訓令甲第三号

本 庁  
地 方 機 関

会計年度任用職員の管理に関する規程（令和二年大分県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月二十六日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第十四条第二項中「種類」を「種目」に、「第六条第一項」を「第六条」に、「車賃、宿泊料、食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当」に改める。

別表第三の五の項の区分の欄に次のように加える。

二 児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援を利用する子の当該児童発達支援の利用に係る付添いを行う場合

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

○病院局訓令

大分県病院局訓令第一号

本 局  
病 院

大分県病院局臨時的任用職員の管理に関する規程（平成二十年大分県病院局訓令第二号）

の一部を次のように改正する。

令和八年三月二十六日

大分県病院局長 佐 藤 昌 司

別表第二の十六の項の区分の欄に次のように加える。

二 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援を利用する子の当該児童発達支援の利用に係る付添いを行う場合

附 則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

大分県病院局訓令第二号

本 局  
病 院

大分県病院局会計年度任用職員の管理に関する規程（令和二年大分県病院局訓令第五号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月二十六日

大分県病院局長 佐 藤 昌 司

第十四条第二項中「種類」を「種目」に、「車賃、宿泊料、食卓料」を「その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当」に改める。

附則に次の二項を加える。

（看護職員等処遇改善手当）

3 当分の間、県立病院で勤務する臨床検査技師、診療放射線技師、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、保育士、救急救命士、管理栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、歯科衛生士、助産師、看護師及び看護助手に対し、以下の額を特殊勤務手当として支給する。

一 法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員 一日につき、八千円に、第二十条第一項の規定により定められた当該会計年度任用職員の勤務時間を七時間四十五分で除して得た数と勤務日数を二十一日で除して得た数を乗じて得た額を、当該会計年度任用職員の勤務日数で除して得た額

二 法第二十二條の二第二項第二号に掲げる職員 一月につき八千円

4 前項の手当が支給される間、第十二条第二項第二号中「日額給料の額」とあるのは「日額給料の額と附則第三項第一号に定める額の合計の額」とする。  
別表第三の五の項の原因の欄に次のように加える。

二 児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援を利用する子の当該児童発達支援の利用に係る付添いを行う場合

**附 則**

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月二十六日

大分県報号外（病院局訓令）